

京都市告示第 2 3 4 号

景観法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき，以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので，告示します。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
芦田邸	京都市下京区新町通五条下る蛭子町 112 番 1 , 114 番
梶田邸	京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋四丁目 284 番 ,285 番 ,283 番(一部)

(都市計画局都市景観部景観政策課)